

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正案の概要
(住宅事業建築主基準の概要)

法第 27 条第 1 項に規定する住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準（住宅事業建築主基準）は、次の（１）・（２）に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

- （１）住宅事業建築主が平成 32 年以降に新築する一戸建ての住宅が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イに規定する基準（外皮基準）に適合するものであること。
- （２）住宅事業建築主が各年度の新築する一戸建ての住宅に係る設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新築する一戸建ての住宅の住宅事業建築主基準一次エネルギー消費量の合計を超えないこと。

【住宅事業建築主基準一次エネルギー消費量】

- ①住宅事業建築主が平成 29 年度から平成 31 年度までに新築する一戸建ての住宅

$$E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_M\} \times 10^{-3}$$

- ②住宅事業建築主が平成 32 年度以降に新築する一戸建ての住宅

$$E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.85 + E_M\} \times 10^{-3}$$

※ E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 、 E_M はそれぞれ次の数値を表すものとする

- E_{ST} ：住宅事業建築主基準一次エネルギー消費量（GJ／年）
 E_{SH} ：住宅基準における暖房設備の基準一次エネルギー消費量（MJ／年）
 E_{SC} ：住宅基準における冷房設備の基準一次エネルギー消費量（MJ／年）
 E_{SV} ：住宅基準における機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（MJ／年）
 E_{SL} ：住宅基準における照明設備の基準一次エネルギー消費量（MJ／年）
 E_{SW} ：住宅基準における給湯設備の基準一次エネルギー消費量（MJ／年）
 E_M ：住宅基準におけるその他の一次エネルギー消費量（MJ／年）